

# 第 5 章 計画の推進にあたって

## 1. 庁内推進体制の充実

---

計画の推進にあたっては、庁内の部署の連携を緊密にし、全庁的に取り組んでいきます。また、定期的に各部署における施策の進捗状況の把握に努めます。

さらに、「男女共同参画推進審議会」において、その施策の進捗状況の検証など、本計画の進行管理を行います。

加えて、本計画に基づいて男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画推進会議」において、庁内の意識共有を図るとともに、広範多岐にわたる関連施策の総合調整や進行管理を行います。

## 2. 町民や関係団体、関係機関、事業者との連携

---

本計画の推進のためには、町、町民、関係機関、事業者や教育関係者等が一体となって、取組を進めることが重要であることから、あらゆる機会をとらえて、町民や関係機関等と連携を推進します。

## 3. 国や府等との連携

---

計画の推進にあたっては、国や大阪府の近隣市町等との連携を図ります。